

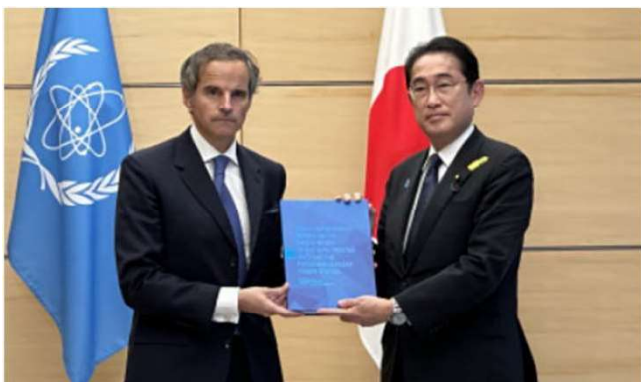
ALPS処理水の安全性に係るレビュー「IAEA包括報告書」

1 概要

- 7月4日、日本政府が2021年4月に発表したALPS処理水の処分に関する基本方針を受け、日・IAEA間の合意に基づきこれまで2年にわたってIAEAが行ってきた一連の活動(計5回の訪日ミッションと計6つの報告書)を総括し、その結論を示す「IAEA包括報告書」が、グロッシーIAEA事務局長から岸田総理に手交され、IAEAから公表された。

2 主なポイント(要旨)

- IAEAは、**IAEA憲章第3条(*)**に基づいてレビューを行っている。
(*)IAEA憲章第3条の抜粋:「(中略)安全上の基準(中略)を設定し、又は採用すること、(中略)いずれかの国の要請を受けたときは、その国の原子力分野におけるいずれかの活動に対して、前記の基準(注:安全上の基準)が適用されるよう措置を執る」権限を有する。
- IAEAは、ALPS処理水の海洋放出に対する取組及び東京電力、原子力規制委員会及び日本政府による関連の活動は、関連する国際安全基準に合致している、と結論づけた。
- IAEAは、現在東電により計画されているALPS処理水の放出は、人及び環境に対し、無視できるほどの放射線影響となる、と結論づけた。
- IAEAは、放出前、放出中及び放出後も、ALPS処理水の放出に関し、日本に関与することにコミットする。継続する追加的レビュー及びモニタリング活動が予定されており、それは、国際社会に対し、更なる透明性及び安心を提供する。



グロッシー事務局長から岸田総理へ報告書の手交



IAEA包括報告書

- ・事務局長による序文
- ・エグゼクティブ・サマリー
- ・第1章 序論・背景
- ・第2章 安全に関する基本原則の遵守の評価
- ・第3章 安全要件の遵守の評価
- ・第4章 モニタリング、分析及び裏付け
- ・第5章 今後の活動

IAEA包括報告書の構成